

令和6年4月3日

市原市議会議員 菊地 洋己 様

市原市議会議員政治倫理審査会
委員長 渡辺 直樹

審査結果報告書

令和6年2月28日付けで提出された市原市議会議員政治倫理条例第5条の規定による審査の請求について、市原市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

審査の請求の対象となった議員の氏名	永野 喜光
政治倫理条例に違反する疑いがある事由	条例第3条の政治倫理基準にある第1号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なう行為」及び第4号「その地位を利用して他者へのハラスメント行為」を行った疑い。
審査の結果	条例第3条第1号及び第4号に違反すると判断した。 ※審査の請求に係る審査結果は、別紙参照
措置を講じる場合の意見	条例第10条第2項の規定による措置は、「議員辞職の勧告」とすることが適当である。

政治倫理基準違反審査の請求に係る審査結果

令和6年4月3日

市原市議会議員政治倫理審査会

1 審査請求の概要

(1) 請求日

令和6年2月28日

(2) 審査の請求者

市議会議員1、市議会議員2、市議会議員3

(3) 審査の請求の対象となる議員の氏名

永野 喜光 議員

(4) 条例に違反する疑いがある事由

市原市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号の政治倫理基準にある「市民全体の代表者として品位と名誉を損なう行為」、また、第4号にある「その地位を利用して他者へのハラスメント行為」を行った疑いがある。

(5) 審査の請求の具体的な内容

令和6年2月11日、市内ホテルにて開催された祝賀会において、永野喜光議員が一人の女性議員（以下、「女性議員」という。）に「接触行為」や「理不尽な言動」を行った。この行為が、女性議員に心理的不快を与えたというものである。

2 事実確認の結果

(1) 認定した事実

関係者から事情聴取等を行い、次の2点を事実認定した。

- ① 審査請求書に記載のある女性議員に対する接触行為1及び2や理不尽な言動1があったこと。
- ② ①の女性議員への行為が、条例第3条第1号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なう行為」及び第4号「その地位を利用して他者へのハラスメント行為」にあたること。

(2)認定した事実を含む祝賀会当日の状況

- ① 祝賀会が始まる前、永野喜光議員（祝賀会当時、永野喜光議員は市原市議会議長であった）と女性議員は会場内で立ち話をした。この時、永野喜光議員は女性議員の親族が亡くなったことのお悔やみの言葉や慰めの言葉等の話をしている。
- ② 祝賀会開始後、永野喜光議員は、D 席にいる女性議員を自分の居る A 席に大きな声で、何度も呼んだ。
- ③ 女性議員は、議長からの声掛けであったこともあり、A 席にいる永野喜光議員の近くに行った。
- ④ 女性議員は、立ったままの状態では話を始め、永野喜光議員に手を取られ、その手を両手で握られた。（接触行為 1）この時、女性議員は、「何で手を握るのだろう」、「手を握る意味がない」という印象を持った。
一方で、永野喜光議員は単に握手をしたと弁明しているが、女性議員が能動的に手を差し出したという事実は無く、「何で手を握るのだろう」「手を握る意味がない」と感じており、複数の目撃した議員の証言からも、当該行為（接触行為 1）の継続した時間が、通常の握手と言える長さではなかったことから、女性議員の証言が事実として認定できる。
- ⑤ その後、女性議員は、永野喜光議員に隣に座るよう何度も促され、止む無く永野喜光議員の隣に座った。
- ⑥ A 席にいた他の出席者も含めて 3 人で 5 分程度会話をした後、永野喜光議員は、女性議員の方に体を向け、酒に酔って真っ赤な顔で、にやにやしながら無言で女性議員の顔に手を伸ばした。伸ばした手の平は上を向いた状態であった。
- ⑦ 女性議員は、触られないようにするため、体を反らしたが、永野喜光議員は手のひらで女性議員の顔（あご）を触った（接触行為 2）。
一方で、永野喜光議員は接触行為 2 をしていないと主張をしているが、女性議員の証言が「真っ赤な顔で、にやにやしながら無言で女性議員の顔に手を伸ばしてきたので、触られないよう体を反らした」と具体的であること、伸ばした手の平は上を向いていたということは、体験した人しか証言できないこと、さらにその行為を直接目撃した議員がいることから、接触行為 2 を事実として認定できる。
- ⑧ この行為に、女性議員は、びっくりしたと同時に酔っている人に絡まれているような嫌な感じがして、「何をされるかわからない」、「ここにいてはいけない」と思い、席を立つ口実として永野喜光議員に「何を飲まれていますか」と聞き、「お湯割り」と言われたので、もらいに行ったとこ

ろ、ホテルの従業員から「芋ですか、麦ですか」と聞かれ、再度永野喜光議員に確認したところ、「芋」と言われたため、芋焼酎のお湯割りをホテルの従業員から受け取り、永野喜光議員の席に置いて、A席を離れた。

- ⑨ 10分から15分後、永野喜光議員は、D席にいた男性議員との会話の中で、「〇〇さん（女性議員）を口説いてやったよ」という発言をした。（理不尽な言動1）この時、女性議員はD席におり、この発言は、女性議員に聞こえていた。
- ⑩ 男性議員は、永野喜光議員に「そんな事、〇〇さん（女性議員）の御主人に言って大丈夫なのですか」と発言した。
- ⑪ 永野喜光議員は、男性議員と二言三言交わした後、D席を離れた。
- ⑫ この理不尽な言動1について、永野喜光議員はあいまいな証言で「そんな表現を使ったとは思っていないが、男同士の会話で冗談半分に言ったのではないか」と弁明しているが、この理不尽な言動1を直接聞いた議員が複数おり、永野喜光議員の発言を受けて「そんな事、〇〇さん（女性議員）の御主人に言って大丈夫なのですか」と返していることから、事実として認定できる。
- ⑬ 女性議員は、「随分、見下されている感じがした。女性（である）議員はそういう対象なのか。軽んじられている。」と供述している。

3 結論

(1)認定した事実に対する評価

近年、ハラスメントに対する社会の意識が高まり、ハラスメントに対する批判は、益々厳しさを増している。

また、我が国における「女性の政治参画」は、他国と比べ遅れをとっており、本市においても、この「女性の政治参画」は、推進していくべき事項である。

この「女性の政治参画」を推進するためにも、ハラスメント事案は、厳格に受け止めなければならない。

さらに、本市議会では、以前に複数のハラスメント事案や政務活動費の不適切な処理が指摘され、事態の重大さを真摯に受け止め、襟を正し、信頼回復に努めなければならないという中で、令和5年9月15日に「市原市議会議員政治倫理条例」を制定したばかりである。

審査の対象である永野喜光議員は、「市原市議会議員政治倫理条例の制定に向けた調査特別委員会」の委員長として、この条例制定の中心的立場であったほか、令和5年6月29日からは、市原市議会を代表する立場である議長に就任している。

その議員自らが、市内で開催された祝賀会に来賓として招待され、議長の公務として出席していたにも関わらず、その場においてハラスメント行為を行ったことは非常に責任が重いと云わざるを得ず、酒席だからと言って許されるものではない。

令和6年3月4日の女性議員の会派控室における永野喜光議員の発言は、女性議員への謝罪の意や自らの過ちを認めて心からの反省をしているということが十分に伝わる内容とは言えず、女性議員は謝罪を受けたという認識をしていない。また、当審査会の事情聴取に応じる永野喜光議員の言動には、真摯な反省をしているとは思えない部分が随所にあった。

よって、認定した永野喜光議員の女性議員への一連の行為は、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうものであり、条例第3条第1号及び第4号に違反し、政治的及び道義的な責任を免れることはできないと評価した。

(2)審査の結果

条例第3条第1号及び第4号に違反すると判断した。

(3)講ずべき措置の内容

審査の結果、過半数の委員が「議員辞職の勧告」とすべきとしたため、当審査会としては、条例第10条第2項の規定による措置を「議員辞職の勧告」

とすることが適当であると判断した。

なお、処分を判断した基準については、行為の態様、回数、行為者の立場、公務中か否か、行為後の言動～自覚、反省、謝罪、市原市議会議員政治倫理審査会への対応等を総合的に判断した。

4 対応の経過

令和6年 2月28日	政治倫理基準違反請求書が吉田峰行副議長に提出された ※審査の対象議員が議長であるため
2月28日	吉田峰行副議長から諮問 ※審査の対象議員が議長であるため
2月29日	議会運営委員会 審査会を設置することが適当と答申
3月5日	各会派連絡会 審査会の設置、審査会の委員が決定
3月5日	第1回審査会 正副委員長の互選、会議の公開、審査会の進め方
3月11日	事情聴取 女性議員
3月12日	第2回審査会 議員の傍聴、審査会のスケジュール、 意向確認及び事情聴取、事情聴取の対象者、 事情聴取の内容、事情聴取の方法
3月14日	第3回審査会 委員長の互選 ※菊地委員が辞任したため 審査請求者への事情聴取 目撃者への事情聴取
3月15日	第4回審査会 永野喜光議員への事情聴取
3月18日	事情聴取 女性議員
3月19日	参考人（弁護士）との打合せ
3月22日	第5回審査会 事情聴取の結果、措置の程度、審査結果の公表、 今後のスケジュール
3月25日	事情聴取 女性議員
3月25日	第6回審査会 措置の程度、審査結果の公表
3月29日	第7回審査会 措置の程度、審査結果の報告
4月1日	第8回審査会 永野喜光議員への措置内容の通知と弁明の機会の付与
4月3日	第9回審査会 審査結果報告の確定、議長への報告 審査請求対象議員及び審査請求者への措置内容の通知

市原市議会議員政治倫理審査会

(令和6年3月5日設置)

令和6年3月13日まで	令和6年3月14日から
菊地 洋己 委員長	渡辺 直樹 委員長
駒形 八寿子 副委員長	駒形 八寿子 副委員長
森山 薫 副委員長	森山 薫 副委員長
保坂 好則 委員	保坂 好則 委員
渡辺 直樹 委員	安在 尚太 委員
橋本 秀和 委員	橋本 秀和 委員
大曾根 友三 委員	大曾根 友三 委員
中島 拓 委員	中島 拓 委員

※菊地洋己委員が委員を辞任したため、3月14日から委員が交代している。

参考人：清田乃り子 弁護士

(千葉県弁護士会から派遣 令和6年3月19日以降参加)